

杉並区立社会教育センター団体交流室 団体登録申請

1. 杉並区立社会教育センター団体交流室について

杉並区立社会教育センター団体交流室（以下「団体交流室」という。）は、あらかじめ教育委員会事務局生涯学習推進課（以下「生涯学習推進課」という。）に登録した団体（以下「登録団体」という。）が使用できるお部屋です。

登録を受けられる団体は、以下の要件全てに該当する団体に限られます。

- (1) 区の社会教育事業に協力する社会教育関係団体であること。
- (2) 区内全域で定期的に活動している団体であること。
- (3) 団体の構成員が6名以上で、構成員の3分の2以上が区内在住又は在勤の者であること。
- (4) 規約又は会則等（以下「規約等」という。）の定めがあり、かつ、名簿を常備していること。
- (5) 代表者が明確に定められていること。
- (6) 原則として、法人格を有しない団体であること。
- (7) 原則として、年1回生涯学習推進課が開催する運営連絡会に参加できる団体であること。

2. 団体登録申請及び登録証について

申請は原則として、オンライン申請ツールLoGoフォーム（以下「LoGoフォーム」という。）から行っていただきます。右下の2次元コードを読みとる、または以下のURLをクリックすると、団体登録申請用のLoGoフォームにアクセスできます。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/433481>

別紙「杉並区立社会教育センター団体交流室 団体登録申請フォーム 操作マニュアル」をご参照のうえ、申請をしてください。

LoGoフォームからの申請がどうしても難しい場合は、紙媒体で必要書類を揃え、社会教育センター窓口（セシオン杉並2階）までお持ちください。

2次元コード

登録申請に必要な書類は、以下の4点です。

- (1) 規約又は会則
- (2) 名簿（団体に所属する方のお名前、住所必須）
- (3) 活動計画（A4／1枚／両面程度）
- (4) 活動実績（A4／1枚／片面／過去5年分程度）



提出書類の審査後、登録団体として承認されましたら、登録証を送付いたします。登録証の有効期間は、令和7年3月31日までです。

※登録証は、団体交流室使用時に必要となりますので、紛失しないようにしてください。